

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1. 当初賦課準備		
1.1. 基本情報管理		
1.1.1.	基本情報管理	賦課期日現在の住記情報、住登外情報や前年度の課税情報などに基づいて、新年度課税対象者を抽出できること
1.1.2.		賦課期日現在の他業務情報（住記情報、住登外情報、国保情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報、障害者情報）や前年度の課税情報から、課税の根拠となる情報を抽出し、新年度の基本情報を一括で更新・管理（登録、参照、修正、削除）できること。 個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。
1.1.3.		住民記録情報を取り込み、個人住民税の「課税の根拠になる情報、支援措置対象者、送付先、世帯情報」に利用できること。
1.1.4.		住民記録情報を基に各種情報を自動更新した対象者の一覧を出力できること。
1.1.5.		住民記録情報として以下の情報を取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・続柄 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したのか） ・筆頭者 ・戸籍の修正履歴 ・住民番号 ・支援措置対象者
1.1.6.		住民記録情報の取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：即時 実施手法：自動） なお、賦課期日時点の情報を取り込んだ場合は、基本情報の自動更新をしないよう制御できること（機能の詳細は「遡及（予定）転出・遡及転入者管理」の機能に定義した通り）。
1.1.7.		国民健康保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。
1.1.8.		国民健康保険情報として以下の情報を取得できること。 ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）
1.1.9.		国民健康保険情報の取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：随時 実施手法：手動）
1.1.10.		介護保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。
1.1.11.		介護保険情報として以下の情報を取得できること。 ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）
1.1.12.		介護保険情報の取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：随時 実施手法：手動）

※各税目ワーキングチームにおいて、全国意見照会に向けて最終調整中。
【凡例】
・黒字：事務局案で必須
・赤字：事務局案で不要(太字)
・青字：事務局案でオプション（斜め字）
・緑字：必要性について疑義がある（下線）

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称	仕様書たたき台
1. 1. 13.	生活保護情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。
1. 1. 14.	生活保護情報として以下の情報を取得できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助対象者情報 ・生活保護の受給開始 ・生活保護の受給廃止
1. 1. 15.	生活保護情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)
1. 1. 16.	後期高齢者医療保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。
1. 1. 17.	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取得できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）
1. 1. 18.	後期高齢者医療保険情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)
1. 1. 19.	障害者情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。
1. 1. 20.	障害者情報として以下の情報を取得できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者情報 ・障害者手帳の種類 ・障害者手帳の等級
1. 1. 21.	障害者情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)
1. 1. 22.	住登外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者のみを引き継ぐかを選択できること。
1. 1. 23.	納税義務者の口座情報（振替、還付）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。
1. 1. 24.	課税資料の関連付けや被扶養者として課税対象者との関連付けを行うため、前年中の死亡・転出・消除者を含めて、基本情報を登録できること。
1. 1. 25.	既に課税情報の登録があるものについて削除の操作をした際に、注意喚起のアラートがあること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1. 1. 26.		課税対象者個人に対して、メモを管理（登録、参照、修正、削除）できること。メモは複数個登録ができること。
1. 1. 27.		賦課年度単位（単年で管理する情報）、個人単位（個人に紐づく情報で、年度に関係なく継続した管理が必要な情報）でメモを管理（登録、参照、修正、削除）できること。メモはそれぞれ複数個登録ができること。
1. 1. 28.		資料番号に対する検索結果から個人を指定し、基本情報の修正・削除・照会ができること。
1. 1. 29.		<p>社会保障番号制度対応を実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）の管理 ・他自治体等との所得情報の照会事務 ・マイナンバー真正性確認事務 など <p>※個人番号（マイナンバー）の管理については、社会保障番号制度対応に必要な機能を実装できていれば、団体内統合宛名等のサブシステムでの管理を想定する仕様も可とする。</p>
1. 1. 30.	世帯管理	配偶者、被扶養者、専従者等の関連付けを行い、世帯の管理（登録、参照、修正、削除）ができること。
1. 1. 31.		被扶養者等の二重登録（被扶養者として登録済みの個人を別の課税対象者の被扶養者として登録すること）ができること。
1. 1. 32.		世帯外被扶養者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、住登外被扶養者についても管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1. 1. 33.		基本情報から、世帯情報が容易に確認できること。
1. 1. 34.		世帯情報から、個人の基本情報を容易に確認可能なこと。
1. 1. 35.		被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の扶養者になっているのか確認できること。
		同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること。
1. 1. 36.		<p>同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること（扶養チェックは任意のタイミングで実施できること）。</p> <p><想定する重複判定のタイミング></p> <ol style="list-style-type: none"> ①扶養登録の際に既に被扶養者となっているかを判定（登録は可能） ②資料情報取り込み等の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定
1. 1. 37.		資料登録の結果、同一世帯内や世帯相互間の扶養重複がある場合は、エラーとして抽出できること。
1. 1. 38.		個別に扶養情報を登録する場合、過去の扶養者情報から引き継いで（過去の扶養者情報から、任意の情報を選択して）登録できること。
1. 1. 39.		住記世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能） 01 個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1. 1. 40.	物件情報管理	家屋敷課税対象者の物件情報（所在地、方書き、郵便番号、電話番号、送付先）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1. 1. 41.	事業所情報管理	事業所情報として、納入区分（特別徴収・普通徴収）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1. 1. 42.		事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字））、連絡先、所在地、本店（所在地、方書き、郵便番号、電話番号）、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、返戻有無、休業、除籍区分（法人成、廃業、解散、取消）、除籍年月、異動入力日）、特別徴収義務者指定番号、eLTAXの納税者ID、特記事項（メモ）を管理（登録、参照、修正、削除）できること。
1. 1. 43.		特別徴収税額決定、変更通知の送付希望を管理できること。 <送付希望> 電子媒体での受取希望（eLTAX以外）、早期発送希望、手渡し希望（同じ市役所関係の特徴）、特別徴収税額決定通知の納税義務者用（3号別表）のみ希望
1. 1. 44.		他税目で作成した事業所情報を反映して、個人住民税の事業所情報を登録できること。
1. 1. 45.		事業所情報から送付先を容易に確認できること。
1. 1. 46.		特別徴収義務者情報管理
1. 1. 47.		特別徴収義務者情報には、基本情報（給報の個人明細件数、特記事項（メモ））を管理（登録、修正、削除）できること。
1. 1. 48.		給報の個人別明細の内訳件数（特徴・普徴（退職）・普徴（その他））を管理（登録・修正・削除・参照）できること。
1. 1. 49.		個人別明細なしの給報について、受付の有無を管理（登録・修正・削除・参照）できること。
1. 1. 50.		個人事業主について、特徴義務者情報と事業主個人の基本情報は分けて管理できること。
1. 1. 51.		特別徴収義務者情報と事業主個人の住民記録情報を関連付け、異動情報の分類（死亡、転出、転居、消除）を確認できること。
1. 1. 52.		特別徴収義務者単位での調定情報（月割額、特別徴収総額（年額）、退職分離課税分の調定額）を容易に確認できること。
1. 1. 53.		事業所ごとに①納入書や総括表送付の要・不要、②eLTAX税額通知の正本・副本送付を設定できること。
1. 1. 54.		eLTAX税額通知の正本・副本送付の設定及びeLTAX税額通知用のメールアドレスを給与支払報告書の情報に基づき更新できること。
1. 1. 55.		納期特例情報（適用、解除）、納期の特例の開始月、終了月を管理（登録、参照、修正、削除）できること

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1.1.56.		納期特例を承認した事業者に対して、納期特例承認通知書を出力できること。
1.1.57.		納期特例を取り消した事業者に対して、納期特例取消通知書を出力できること。
1.1.58.		特別徴収義務者情報に紐づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・かな氏名 ・生年月日 ・宛名番号（特徴税額通知に印字するため自動採番される事業所内個人の通し番号） ・受給者番号（事業所から提出される給与支払報告書等に記載されている受給者番号） ・月割額（登録されている月割額を、月を指定して抽出する）
1.1.59.		特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を容易に確認できること。 また、特別徴収義務者に紐づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 <指定する条件> ・氏名、かな氏名 ・生年月日 ・宛名番号 ・受給者番号 ・月割額
1.1.60.	年金特別徴収義務者情報管理	年金特別徴収義務者の情報（年金特徴義務者名、eLTAx年金保険者コード）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1.1.61.	遡及（予定）転出・遡及転入者管理	遡及（予定）転出・遡及転入者の情報を自動または任意で抽出し、基本情報（賦課期日現在住民）として個別／一括にて管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。
1.1.62.	納税承継人・納税管理人等管理	納税承継人・納税管理人・成年後見人、保佐人、補助人、相続人、相続人代表者、その他を管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1.1.63.		納税承継人等に紐づく、全ての納税義務者を確認できること。
1.1.64.		納税管理人等に送付する場合、宛先を「[納税管理人等肩書き] [納税管理人等氏名] 様（[課税対象者氏名様] 分）」として印字できること。 ただし、肩書きにその他が選択されている場合は、「[納税管理人等肩書き] はいに辞されないよう制御できること。 （例）「納税管理人：山田太郎」、「課税対象者：山田一郎」の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「納税管理人 山田太郎 様（山田一郎 様分）」
1.1.65.	生活保護情報管理	生活保護システムとデータ連携し、生活保護情報が更新されること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1.1.66.	送付先管理	個人住民税の送付先（氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれ別の送付先を設定できること。
1.1.67.	送付先期間の管理	送付先を変更する期間(変更開始日及び変更終了日)を管理し、通知書等に反映できること。
1.2. 給与支払報告書（総括表）作成管理		
1.2.1.	総括表発送対象抽出	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給報提出事業所 ・給与支払報告書（明細書）の出力希望
1.2.2.		給与支払報告書（総括表）の発送情報（発送/停止希望情報）を管理（登録、参照、修正、削除）し、総括表作成処理に反映（停止希望のある事業者作成対象から除外し、発送希望としたものは作成対象として処理）ができること。
1.2.3.		給報（明細書）の出力希望（発送希望/発送希望なし）を管理し、総括表作成処理に反映（発送希望としたものは作成対象とし、発送希望なしの事業者は作成対象から除外して処理）ができること。
1.2.4.	総括表作成	給与支払報告書（総括表）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 <抽出条件> ・退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給報提出事業所 ・給与支払報告書（総括表）の発送希望 ・給与支払報告書（明細書）の発送希望
1.2.5.		総括表を随時印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して印刷できること。
1.3. 申告書作成管理		
1.3.1.	申告書発送対象抽出	一定の条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者、生活保護の有無等）を指定し、個人住民税申告書発送対象者を抽出できること。
1.3.2.	申告書発送情報管理	申告書の発送/停止希望情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、前年の発送/停止希望情報を引継ぎできること。
1.3.3.		発送/停止希望情報に応じて、申告書の作成処理（発送希望者分は出力し、停止希望分は出力しない制御）ができること。
1.3.4.		申告書発送希望者で、前年の営業・農業・不動産の所得がある対象者を抽出できること。
1.3.5.		税務署から受領する確定申告書の送付データを取り込み、「かな氏名」、「生年月日」を条件に業務システムデータと突合し、同一人と判断できる分については、申告書を出力しないよう制御できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1.3.6.		税務署から受領する確定申告書の送付データを取り込み、同一人と判断できなかった対象、突合条件に複数の個人が合致した場合の対象者を確認できること。
1.3.7.	申告書作成	住民税申告書住民税申告書を一定の出力条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者、生活保護の有無等）を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。
1.3.8.		家屋敷課税分の申告書を一定の出力条件（前年度情報、未申告者、発送希望者、家屋敷課税の物件情報等）を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。
1.3.9.		申告案内文書（はがき含む）を住民税申告書を一定の出力条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者、生活保護の有無等）を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。
1.3.10.		申告案内文書の発送/停止希望は、通常の申告書の発送/停止希望とを分けて管理できること。
1.3.11.		家屋敷課税の申告の発送/停止希望は、通常の申告書の発送/停止希望とを分けて管理できること。
1.4. 申告情報等登録処理		
1.4.1.	各種資料登録	課税資料について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。
1.4.2.		課税対象者ごとに登録済みの資料を容易に確認できること。
1.4.3.		申告支援システムデータについて、一括及び個別での取り込みを年間通して実施できること。
1.4.4.	確定申告書データ登録	確定申告書1表、2表、3表、4表の申告情報について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）ができること。 申告書のデータから専従者情報のみを抽出し、専従者の情報として自動更新・管理（登録、修正、削除）できること。
1.4.5.	専従者情報登録	関連する申告書情報を確認しながら、専従者情報の登録、参照、修正ができること。
1.4.6.		任意の条件を指定し、該当する申告情報（専従者情報の登録に必要な情報）の出力ができること。
1.4.7.		
1.4.8.		専従者情報の自動更新ができなかった対象（専従者の特定不可）を抽出し、関連する申告情報を出力できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1.4.9.	電子データ給報登録	電子データ給報（OCR・パンチ・申告支援システムデータ・光ディスク・磁気ディスク・eLTAX）による申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。
1.4.10.		電子データ給報は、個人別明細だけでなく、総括表データも申告情報として取り込めること。
1.4.11.		摘要欄についても一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。
1.4.12.		取り込んだ電子データ給報の疑似イメージ生成し、管理（参照、修正、削除）ができること。 作成した疑似イメージは印刷ができること。
1.4.13.	電子データ年報登録	電子データ年報（OCR・パンチ・申告支援システムデータ・光ディスク・磁気ディスク・eLTAX）による申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。
1.4.14.		取り込んだ電子データ年報の疑似イメージ生成ができること。 作成した疑似イメージは印刷ができること。
1.4.15.	電子申告情報登録（eLTAX連携）	eLTAXと連携して電子申告情報（給報、年報）の取り込みができ、資料情報の一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。また、当該情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1.4.16.	国税連携関連	当初・例月・過年、共にXMLデータ（決算書データ、法定調書等も含む）を疑似イメージ化して管理（登録、参照、削除）し、システムへの取り込み日等の任意の条件を指定し、印刷することができること。
1.4.17.	国税連携（eLTAX連携）	eLTAXと連携して国税連携データ（e-tax、KSKの1～4表及びe-taxの添付資料データ）を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。
1.4.18.		国税連携処理により受領した確申のOCRデータ（1表以外も含む）、OCR処理により作成した確申データ（1表以外も含む）を取り込めること。
1.4.19.		国税連携（KSK分）データに含まれる納税者番号（税務署整理番号・局署番号）を管理（参照）できること。
1.4.20.		国税連携（KSK分）データに含まれる納税者番号（税務署整理番号）を管理（登録、削除）できること。
1.4.21.	年金特別徴収情報登録（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金受給者リスト（新年度年金特別徴収対象者の情報等）を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。
1.4.22.	他団体回送情報登録（国税連携）	他団体から国税連携システムで回送されたデータの取り込みができること。
1.4.23.		総務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書または年研支払報告書の形式で印刷できること
1.4.24.	登録情報アラート修正、削除	資料登録時に、アラートがある場合にはオンライン（画面）・リスト（帳票）等で出力（画面・帳票）できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1. 4. 27.		取り込んだデータが誤った個人と紐づいていないかの確認のためのリストが出力できること。
1. 4. 28.		課税資料単票内でのチェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別/一括で修正できること。 <チェック条件> ・生命保険料控除額と支払額に差異がある ・申告年度が妥当な年度となっていない（処理対象年度と異なる） ・登録済みの同一資料情報がある
1. 4. 30.		資料登録後のデータ内容チェック結果を出力でき、資料登録時のアラートリストも確認用に出力できること。
1. 4. 31.		申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署調査要否、税務署調査内容の登録、参照、修正、削除ができること。
1. 4. 32.		税務署調査が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署調査内容の確認が可能なりスト（帳票）の出力ができること。
1. 4. 33.		基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別/一括で修正できること。 <チェック条件> ・基本情報に該当する個人が登録されていない ・事業所情報に該当する事業所が登録されていない ・特別徴収義務者情報に該当する特別徴収義務者が登録されていない ・寡婦・寡夫の登録があるのに所得基準額を超過している ・世帯情報に該当する被扶養者、専従者、配偶者が登録されていない
1. 4. 35.		資料情報から自動算出した値（住民税控除額計・所得税額・所得額・所得税控除額計等）と、計算の基となるデータ（パンチデータ等の取り込んだ電子データ）との整合性チェックができること <チェック条件> ・資料情報から自動算出した住民税控除額計と申告資料に記載のある住民税控除額計が同一の値となっていない
1. 4. 36.		アラートの内容及び徴収区分等からアラートのある該当者を絞り込み、アラート表示画面を見ながら連続修正ができること。
1. 4. 37.	資料取込み	賦課資料の資料番号（賦課資料ごとに付番し、個人との紐づけに利用する番号）の自動付番ができること。
1. 4. 39.		サブシステムで付番した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理できること。
1. 4. 40.		電子データ（パンチデータ等）の再取込みができること。
1. 4. 41.		新年度の受給者番号を個別に修正できること。
1. 4. 42.		県庁や警察・市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所分の電子データ給報について、新年度の受給者番号の取り込み（前年度とは異なる受給者番号の紐づけ）ができること。
1. 4. 43.		給与収入金額より給与所得を自動算出できること。
1. 4. 44.		年金収入金額より年金雑所得を自動算出できること。
1. 4. 45.	他団体回送	他団体回送用に、回送対象として回送先団体名または納税義務者住居地等を設定できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
1. 4. 46.		国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。
1. 4. 48.		他団体への回送用データとして給報、年報について、総務省形式のCSVレイアウトでも出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報（年分、局署番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号、連携データ作成年月日等）を出力できること。
1. 4. 49.		投入資料が他団体回送に該当する場合、「回送先」「送付文書」「送付資料」が出力できること。
2. 当初賦課		
2.1. 所得・税額決定		
2. 1. 1.	合算処理	各種資料の名寄せ、自動合算処理を行い、徴収区分（特別徴収、普通徴収、併用徴収）の設定ができること。 また、任意で合算処理結果の修正、削除ができること。 自動合算後、個別の合算処理も行えること。
2. 1. 2.		年末調整済みの給与支払報告書から所得控除の内容(1表の控除額・2表の各種支払額や扶養の情報・本人該当区分等。ただし住宅借入金等特別控除や住民税に関する事項(同一生計配偶者や年少扶養)は含まない)が反映できること。
2. 1. 3.		専従者給与、ワンストップ納税制度、配当割額、株式等譲渡所得割額における控除額等についても自動合算処理ができること。
2. 1. 4.		確定申告＞個人住民税申告＞年末調整済給与支払報告＞年末調整未済給与支払報告書・年金支払報告書の優先順位で合算処理ができること。
2. 1. 5.		任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。
2. 1. 6.		所得税と異なる課税方式の選択した市県民税申告書について、株式配当所得および株式譲渡所得の課税方式に関する判定が行えること。
2. 1. 7.		賦課資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。
2. 1. 8.		併用徴収データの自動作成ができること。
2. 1. 9.		合算後、追加資料を入力した際は、任意のタイミングで再合算処理ができること。
2. 1. 10.	合算アラートチェック	合算チェックを行い、的確なアラート（重度のアラート（要修正）、軽微なアラート（要確認））に分けて出力できること。 また、アラートについては指定する任意の条件設定により抽出できること。
2. 1. 11.		合算処理時に課税資料単票内での整合性を確認し、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・生命保険料控除額と支払額に差異がある ・申告年度が妥当な年度となっていない
2. 1. 12.		合算処理時点の資料の重複登録をチェックし、重複がある場合はアラートを出力できること。 <チェック条件> ・申告情報として登録されている情報と最新の資料情報が異なる ・同一事業所から複数枚同一人物の給報が提出されている ・同一事業所から提出された給報・年報が複数登録されている ・特別徴収給報が複数提出されている ・同額の給報・年報の提出がある ・前職合算給報が複数登録されている

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能） 01 個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
2.1.13.		合算処理時に資料間の整合性をチェックし、アラートを出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> 申告書と給報・年報の所得金額の合計に違いがない 確定申告・住民税申告の給与収入額<給報分給与収入額となっている 確定申告・住民税申告の給与収入額>給報分給与収入額となっている 確定申告・住民税申告の年金収入額<年報分年金収入額となっている 確定申告・住民税申告の年金収入額>年報分年金収入額となっている 前職合算給報の登録があり、かつその他の給報の登録がある
2.1.14.		合算処理時に、以下のチェック条件により、アラートを出力できること。 <チェック条件> <ul style="list-style-type: none"> 乙欄給報のみで合算処理されている 確定申告書で年調済み給報の控除額計のみ記載して、内訳が記載されていない場合で、同じ控除額計の給報が提出されていない 確申・住申の申告書の提出がないが、給報が複数提出されている
2.1.15.		課税根拠として採用した資料の妥当性を確認すべき対象をチェックし、アラートを出力できること。 <チェック条件> <ul style="list-style-type: none"> 扶養関連付けについて採用資料（優先度により自動判定）以外に関連付けがある資料がある 前職分の給報を合算している
2.1.16.		課税資料のうち、住民番号が不明な申告情報は、未処理分・処理したが調査に時間がかかる想定（少額の給報等）の保留、海外へ出国するなど調査の必要のない放棄に区分して管理（登録、参照、修正、削除）できること。
2.1.17.		住民番号が不明な申告情報で、保留、放棄とした対象は合算処理、税額計算処理の対象外とできること。
2.1.18.		データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。
2.1.19.		全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。 また、再合算の場合も出力できること。
2.1.20.	徴収区分設定	徴収区分（特別徴収（給与、年金）、普通徴収、併用徴収）について、徴収希望、前年度の退職・転勤・切替等の情報に基づき自動的に設定できること。
2.1.21.	税額計算（税額決定）	税額計算（期割計算、併用徴収差額計算、年金特別徴収税額計算、退職所得に係る所得割額の計算含む）ができること。計算結果を管理（参照、登録、修正）できること。
2.1.22.		所得割の税率（市民税8%・県民税2%）の計算に加え、税源移譲前の税率（市民税6%・県民税4%）についても自動で計算ができること。 ※政令指定都市の場合に必須
2.1.23.		資料合算後の課税データ（申告支援システムデータ）を取り込み、取り込んだ情報を基に税額計算ができること。
2.1.24.		本番処理前に税額計算処理の検証ができること。
2.1.25.		個人の課税額の計算（シミュレーション）を個別に実施できること。
2.1.26.		前年度に納税義務者に通知済みの翌年度仮徴収額を、翌年度の税額計算時に仮徴収額として設定すること。
2.1.27.		複数の事業所から給与を受けている納税義務者について、当該複数事業所からの給与特別徴収が可能であること。
2.1.28.		給与所得のうち一部だけを特別徴収とする併用徴収処理を設定することが可能であり、特別徴収及び普通徴収の期割計算ができること。
2.1.29.	控除不足額還付処理	算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割に充当することができること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
2.1.30.		当初課税時の控除不足額は、均等割への自動充当ができること。なお、年金特別対象者は自動充当の対象外とできること。
2.1.31.		控除不足額を均等割に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に還付額として管理できること。
2.1.32.		算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割・所得割に充当することができること。 ※政令指定都市の場合に必須
2.1.33.		当初課税時の控除不足額は、均等割・所得割への自動充当ができること。なお、年金特別対象者は自動充当の対象外とできること。 ※政令指定都市の場合に必要な場合のある機能
2.1.34.		控除不足額を均等割・所得割に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に還付額として管理できること。 ※政令指定都市の場合に必須
2.1.35.		非課税者で還付額がある者、戻入額が生じる者、課税者で還付額がある者について、還付通知とは別に通知文書を作成できること。
2.1.36.	租税条約にかかる免除	租税条約減免・租税条約非課税を管理（登録、参照、修正、削除）し、一部減免または税額が発生しないようにできること。
2.1.37.	事業所・家屋敷課税	住所はないが課税団体内に事業所や家屋敷を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等割課税ができること。
2.2. 扶養・控除対象配偶者の確認		
2.2.1.	扶養・控除対象配偶者否認	配偶者・被扶養者の所得によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者、同一生計配偶者の否認処理ができること。 また、処理に基づき否認データが自動で作成され、再度扶養が取り直しされたら更新することができること。 ※自動否認は、当該配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる所得を超えている、及び当該被扶養者が扶養控除の対象となる所得を超えているものを対象に実施する
2.2.2.		配偶者控除から配偶者特別控除への自動で切替ができること。
2.2.3.		配偶者控除から同一生計配偶者（控除なし）への自動切り替えができること。
2.2.4.	扶養・控除対象配偶者否認データ連携	国税に扶養・控除対象配偶者否認データを、地方税共同機構が指定するCSVに変換でき、連携できること。
2.2.5.	被扶養者の推定特定	前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。
2.2.6.		各資料の登録情報、税額計算処理で確定した情報に基づき、世帯情報（配偶者）を更新できること。
2.2.7.		被扶養者について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの、調査結果として登録されたものの別が判別可能なよう管理できること。
2.2.8.		自動判定により、被扶養者、配偶者等の生体情報を更新したものをリスト（データ）で抽出ができること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
2.2.9.	特定不能扶養者抽出	世帯の内外を問わず、特定不能の被扶養者等の扶養者を抽出し、確認ができること。
2.3. 住登外課税処理		
2.3.1.	住登外課税管理通知作成	他自治体に送付する、住登外課税通知（紙及びeLTAXデータ）を自動（一括）または任意で作成ができること。
2.3.2.		住登外通知の通知結果（未通知・通知済）を管理（登録、参照、修正）できること。
2.3.3.		住登外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、再度住登外通知の作成ができること。
2.3.4.		住登外通知を作成した際に、住登外通知の通知結果を自動で更新（通知済として登録）できること。
2.3.5.	他自治体課税対象者管理	他自治体からの住登外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。
2.3.6.		他自治体からの住登外課税通（eLTAXデータ）を取り込めること。
2.4. 転勤退職処理		
2.4.1.	両年度異動処理	現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。
2.4.2.		両年度異動処理の結果、新年度賦課情報を変更した対象の一覧を出力できること。
2.4.3.		前年度異動届出書が提出があったもののうち、両年度異動処理で新年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。
2.4.4.		両年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。
2.4.5.		両年度異動処理の除外対象の設定ができること。
2.4.6.		同一人に対して、両年度異動処理の対象期間内に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とすること。
2.4.7.		両年度異動処理の対象期間を任意に設定できること。
2.4.8.		現年度と新年度で取扱いが異なる異動届の場合の対処が容易にできること。
2.4.9.		退職者が再就職により再度特別徴収となった場合、翌年分も一括で特別徴収とできること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
2.4.10.		退職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できること。
2.4.11.		退職者が再就職により再度特別徴収となったが、徴収区分の変更ができなかった対象の一覧を出力できること。
3. 更正		
3.1. 未申告・修正申告処理		
3.1.1.	未申告者管理	一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調書（報酬等の支払調書））を指定し、未申告者として管理（登録、参照、修正、削除）できること。
3.1.2.		総括表を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること
3.1.3.		総括表を送付した事業所のうち、除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所に対して、総括表を再印刷できること
3.1.4.	未申告案内通知（催告書）・簡易申告書等作成	抽出した未申告者について、未申告案内通知（催告書）・住民税申告書（または、簡易申告書）の作成ができること。 データで一括出力も可能なこと。
3.1.5.	申告情報管理	未申告者等から送付されてくる簡易申告書、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
3.2. 調査課税処理		
3.2.1.	調査情報管理	<p>各種調査の調査結果を管理（登録、参照、修正、削除）できること。</p> <p><各種調査> 【対象：納税義務者】 ・本人特定のための調査 ・被扶養・控除対象の配偶者特定のための調査</p> <p>【対象：被扶養者】 ・所得の確認のための調査（被扶養者が管内居住者の場合）</p> <p>【対象：特別徴収義務者】 ・課税対象者特定のための調査 ・被扶養・控除対象の配偶者特定のための調査 ・被扶養・控除対象の配偶者所得の確認のための調査</p> <p>【対象：他団体】 ・被扶養・控除対象の配偶者所得の確認のための調査（被扶養者が管外の居住者の場合）</p>
3.3. 減免処理		
3.3.1.	減免情報管理	減免決定時に許可の情報を管理できること。
3.3.2.		減免の区分を管理（登録、参照、修正、削除）できること。
3.3.3.	減免額入力	所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を個別入力できること。
3.3.4.		税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること。
3.3.5.		減免の区分ごとに減免割合を管理（登録、参照、修正、削除）できること。
3.3.6.		減免区分ごとの減免割合に応じて、減免額を計算できること。
3.3.7.		減免額を手入力し、手入力した値で減免処理ができること
3.3.8.	期別減免処理	減免決定後の更正処理で、自動で減免期間を判定できること。
3.3.9.		減免の開始期を任意に指定できること。また、開始期を指定した対象については、減免期間の自動判定の対象外とすること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
3.4. 特別徴収異動処理		
3.4.1.	特別徴収異動情報管理	特徴義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特徴切替申請、所在地変更申請等）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別での更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。なお、履歴情報の管理もできること。
3.4.2.		事業所単位に所属する個人を複数指定し、転勤・退職の登録ができること。
3.4.3.		特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）を取り込み、登録済みの受給者番号を更新（登録、修正）できること。
3.4.4.		特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）に基づき、登録済みの受給者番号を個別に更新（登録、修正）できること。
3.4.5.	納期特例情報管理	納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更を一括処理できること。 納期特例の情報については、前年情報を基に引継も可能であること。
3.4.6.		年度の途中からでも納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更に対応できること。
3.5. 年金特徴異動処理		
3.5.1.	年金特別徴収処理結果情報管理（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。
3.5.2.	年金特別徴収中止処理結果情報管理（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収中止処理結果情報を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。
3.5.3.	介護保険特別徴収中止処理結果情報管理	介護保険の特別徴収対象者情報を基に年金特別徴収中止対象者を管理できること。
3.5.4.		介護保険システムから、介護保険の特別徴収対象者情報を取り込めること。
3.6. 更正（当初・例月）処理		
3.6.1.	更正処理	未申告・修正申告処理、各種調査課税処理、減免処理、特別徴収異動処理等に基づき、更正処理（課税情報の更新）を行い、更新結果を管理（登録、修正、削除）できること。
3.6.2.		eLTAXと連携して国税連携データ（e-tax、KSKの1～4表及びe-taxの添付資料データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。
3.6.3.		更正処理の対象とする期間を任意に指定できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称	仕様書たたき台
3.6.4.	同一更正期間内に、複数回の更正処理ができること。
3.6.5.	課税情報の前後が記載されている課内で決裁をとるための帳票が発行できること。
3.6.6.	更正処理に基づき、一括で税額計算（期割（月割）計算含む）ができること。
3.6.7.	<p>変更がない情報を含め、更正前後の情報を以下の項目を確認可能な様式で出力できること。</p> <p><確認項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正前後の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・併用徴収の対象者の場合は徴収方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき変更を開始する徴収月（期）
3.6.8.	承継人が複数設定され、代表者の届け出がない場合は、税額を按分した承継人宛の通知書を作成できること。また、按分した税額については収滞納業務への受け渡しも可能なこと。
3.6.9.	個別に即時の更正処理、税額計算ができること。
3.6.10.	課税権の無いことが判明した者の賦課を更新（税額確定）後であっても取り消すことができること。
3.6.11.	賦課保留の機能を有し、賦課保留としたものについては、調定に計上されないこと。（収納対象から除外する）

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
3.6.12.	更正（アラートチェック）	<p>更新処理前に、異動内容のアラートチェックができること。</p> <p><チェック条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェック ・入力時のマイナスチェック ・控除額の限度額チェック <ul style="list-style-type: none"> －各譲渡所得の特別控除額が譲渡所得額を超える場合 －山林所得の特別控除額が所得額を超える場合 ・入力値と計算値が異なる場合のチェック <ul style="list-style-type: none"> －収入から所得への換算 －生命保険料、地震保険料の支払額から控除額への換算 －所得額、控除額計の整合性 ・配偶者控除の所得チェック ・控除対象配偶者の所得のチェック ・配偶者特別控除の所得のチェック ・住宅借入金等特別控除のチェック <ul style="list-style-type: none"> －住宅借入金等特別控除額が計算値と入力値で異なる場合 ・配当所得のチェック ・更正対象者が被扶養者で所得が38万円を超えた場合 ・配偶者の所得が変更になった場合（配偶者控除・配偶者特別控除を取っている者の更正処理の要否の確認用） ・配当割額控除・株式等譲渡割額控除がある方の税額が変更となる場合（充当の再計算を行うかどうかの確認用） ・年金からの特別徴収対象者の場合、年金からの特別徴収の対象となる所得に年金に係る雑所得以外の所得（収入）が含まれている場合 ・障害者扶養の人数が、扶養の人数を上回っている場合 ・男性なのに寡婦控除の入力がある場合など、配偶者の死別または離別等による控除に関する論理的なエラーのチェック ・所得税における公益社団法人等寄付金控除（税額控除）、認定NPO法人寄付金（税額控除）、寄付金（所得控除）の入力があるが、住民税に関する事項の寄付金税額控除に関する入力がない場合 ・全ての所得・収入に金額の入力がない場合
3.6.13.		異動分のデータの整合チェックができること。
3.6.14.	更正日、更正事由	異動事由、異動日、更正日、還付加算金の起算日（確定申告日）、通知事由を管理（登録、参照、修正、削除）できること。
3.6.15.	更正（帳票印刷）	更正結果に基づき、各種通知書（税額変更通知書・納税通知書等）を作成できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。
3.6.16.	更正（徴収方法と期割）	個人の所得や税額の変更を行わず、期割（月割）税額及び納期限を変更できること。
3.6.17.		年度ごとに更正処理時に参照する、変更開始月（または変更開始期）ごとの納期限を設定できること。
3.6.18.		徴収済月（または徴収済期）までの期割は変更せず、変更開始月（または変更開始期）から残りの税額を期割（月割）計算できること。 また、変更開始月（または変更開始期）が確認できるよう、収納状況を容易に参照できること。
3.6.19.		退職等により徴収方法に変更があった場合には特別徴収から普通徴収へ変更できること。
3.6.20.		普通徴収での納期到来分で徴収済の期割は変更せず、変更開始月から残りの普通徴収課税額を異動後の特別徴収義務者で期割（月割）計算ができること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台	
3.6.21.	更正（異動と期割）	異動元の特別徴収義務者での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収課税額を異動後の特別徴収義務者において期割（月割）計算ができること。	
3.6.22.		異動元の特別徴収義務者（年金特別徴収含む）での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収課税額を普通徴収において期割計算ができること。	
3.6.23.		一括徴収処理として任意の月を指定すると、翌月以降の徴収額を設定した月に寄せられること。	
3.6.24.		徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定できること。	
3.6.25.		徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定が可能な期間を徴収方法ごとに設定できること。	
3.6.26.	更正（併用徴収）	普通徴収もしくは特別徴収者を、併用徴収者とすることができること。各税額を任意に設定することができること。	
3.6.27.		併用徴収の場合は、以下の優先順位で控除を適用できること。 <優先順位> ①給与特別徴収 ②年金特別徴収 ③普通徴収	
3.6.28.		普通徴収を行っている者に対して特別徴収を追加し、併用徴収とする場合には、特別徴収及び普通徴収の期割（月割）計算ができること。	
3.6.29.		併用徴収者を、普通徴収もしくは特別徴収のみの課税に変更することができること。	
3.6.30.		併用徴収から普通徴収のみに変更した場合、普通徴収期割に普通徴収の変更開始期から特別徴収課税額の残額を追加した期割税額に変更できること。	
3.6.31.	更正（例月）	今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者（納税承継人）の設定有無を管理できること。	
3.6.32.		更正時の参考データ照会	前年度との比較が容易にできること。
3.6.33.			同年度内で通知済みの異動情報の更正前後の課税情報を容易に確認できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
3.6.34.		収納情報との比較が容易にできること。
3.6.35.	生活保護	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税では、自動的に非課税とすることができること。また、（1期更正を含め）当初課税後は、個別の入力により非課税とすることができること。
3.6.36.		1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けており、非課税とする対象者について、個別に追加・取消ができること。
3.6.37.		個別に生活扶助による非課税対象者の追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。
3.7. その他更正処理		
3.7.1.	過年度更正	過去10年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調定年度を管理すること）。
3.7.2.		過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものも含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数の制限無く行えること。
3.7.3.		過年度更正において特別徴収の税額が増加になった場合、増額分を自動で普通徴収の随期徴収とすることができること。
3.7.4.		過年度減額を行う場合、現年度調定減、過年度調定減、滞納繰越調定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。
3.7.5.	職権修正	課税内容について、職権による強制入力ができること。職権による強制入力の場合でも異動履歴（異動履歴画面でシステムユーザーが確認可能な情報を想定）、操作履歴（操作ログとしてシステム管理者が確認可能な情報）は残ること。
3.7.6.		個人の課税台帳ごとに課税内容の強制入力（自動計算によらない直接入力）ができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。
3.7.7.		すべての徴収区分における期割（月割）税額を強制入力（直接入力）することができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
4. 交付		
4.1. 給与特別徴収税額通知発行		
4.1.1.	特別徴収税額決定・変更通知書発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。 <i>データで一括出力も可能なこと。</i> 通知書の発送者一覧が出力できること。
4.1.2.		特別徴収義務者指定通知書を出力できること。
4.1.3.		税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。
4.1.4.		<i>事業所情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。</i>
4.1.5.		<i>新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。</i>
4.1.6.	特別徴収納入書発行	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（紙、 <i>データ</i> ）を一括または個別に発行できること。
4.1.7.		<i>税額の印字の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別の発行ができること。</i>
4.1.8.		納入書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。
4.1.9.		前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。
4.1.10.	電子データ通知作成（光ディスク等用）	光ディスク等の磁気媒体による給与支払報告書の提出があった事業者に対して、磁気媒体用の特別徴収税額通知電子データを一括または個別に作成できること。
4.1.11.	電子データ通知作成（eLTAX連携用）	eLTAX連携用の特別徴収税額通知・変更通知電子データ（正本・副本）が一括または個別に作成できること。
4.2. 普通徴収納税通知発行		
4.2.1.	普通徴収納税通知書等発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること（現年度分及び過年度分）。 <i>データで一括出力も可能なこと。</i> 通知書の発送者一覧が出力できること。
4.2.2.		特別徴収の過年度減額通知を普通徴収納税通知書の様式で発行できること。
4.2.3.		税額等の変更がない更正処理による納税通知書は一括発行の対象外とできること。
4.2.4.		<i>新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。</i>

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
4.2.5.		以下の項目を指定して、通知書の山分けができること。 <指定項目> ・課税年度 ・徴収方法 ・郵便番号（指定した複数の郵便番号（郵便局単位）） ・納付書の枚数 ・本人死亡
4.2.6.	普通徴収納付書発行	一括または任意で個人を指定し、普通徴収納税通知書及び納付書を発行できること。
4.2.7.		税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。
4.2.8.		納税通知書の発送日に納期限を経過している期割の納付書は一括発行の対象外となること。
4.3. 年金特別徴収通知発行		
4.3.1.	年金特別徴収依頼通知作成 (eLTAX連携)	eLTAX連携用の年金特別徴収依頼通知情報をデータで自動作成できること。
4.3.2.		<i>起案資料として、通知対象者の一覧を出力できること。</i>
4.3.3.	年金特別徴収中止通知作成 (eLTAX連携)	eLTAX連携用の年金特別徴収中止通知情報（死亡者・転出者を含む）をデータで自動作成できること。
4.3.4.		<i>起案資料として、通知対象者の一覧を出力できること。</i>
4.3.5.	年金特別徴収変更通知作成 (eLTAX連携)	eLTAX連携用の年金特別徴収変更通知情報をデータで作成できること。
4.3.6.		<i>起案資料として、通知対象者の一覧を出力できること。</i>
4.3.7.	年金特別徴収税額決定通知書 発行	翌年度の仮徴収税額のみ停止となる場合の通知（地方税法第321条の7の9第3項）として、年金特別徴収税額決定通知書、 <i>年金仮特別徴収の停止通知書</i> を発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。
4.3.8.		本徴収を含めた年間の年金特別徴収税額通知書を発行できること。
4.4. 通知書再発行		
4.4.1.	通知書再発行	各通知書（特別徴収税額決定・変更通知書、特別徴収納入書、普通徴収納税（決定・変更）通知書、普通徴収納付書、年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。 納税通知書再発行時には、当初・更正区分や発行日の指定ができること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
4.4.2.		税額変更があった場合は、納入状況と連動し差額の納入書が発行できること。
4.4.3.	特別徴収税額通知書の任意再発行	特別徴収について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特別徴収税額通知書の再発行ができること。
4.4.4.	特別徴収税額通知書の電子化	eLTAX連携用の特別徴収税額通知・変更通知電子データ(正本・副本)の再作成ができること。
4.4.5.	前回通知分情報の管理	本人に通知した情報（通知書作成時点の情報ではなく、本人に通知した情報であり、通知書発行後に差し替えが発生した場合は、差し替え後の情報）を管理し、税額変更の通知を作成する際に前回通知情報として印字できること。 また、本人に通知した時点の情報は、課税情報の確認画面からも容易に確認できること。 なお、前回通知の情報の印字に対応できない場合は、以下のいずれかに対応できること。 ・税額の変更通知を作成する際に、通知書の前回通知分の内容を任意に修正できること。 ・通知履歴から任意の通知時点の情報を選択し、前回通知分の情報として印字できること。
4.4.6.	当初通知書の再発行	当初通知書の印刷後から発送までの間に税額変更が発生したものは税額変更通知書ではなく、当初の税額決定通知書として発行が可能なこと。
4.5. 証明書発行		
4.5.1.	課税証明書、非課税証明書発行	課税証明書、非課税証明書の発行ができること（過年度分も含む）。
4.5.2.		下記の連携先システムとの連携に対応できること。 <連携先システム> ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム
4.5.3.	所得証明書発行	所得証明書の発行ができること（過年度分も含む）。 所得のみの出力など、必要事項を選択できること。
4.5.4.	当日発行	個別に申告情報登録、賦課決定等の対応をした場合（当日申告・賦課を想定）でも、即時に証明書の発行ができること。
4.5.5.	証明書再発行	証明書の再発行ができること。 ※再発行とは、証明書を再度、印刷（同一人物に対して同一種類の証明書を複数回印刷）することをいう。
4.5.6.	出先機関への出力	本庁舎から出先の窓口に証明書を発行できること。
4.5.7.	発行禁止・警告	年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 また、その事由（未申告者、返戻者、支援措置対象者等）を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台	
4.5.8.		個人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に応じて設定でき、本人以外には証明書発行禁止とするよう管理できること。	
4.5.9.	発行	課税情報に基づき、課税、非課税の別を判断の上、適切な証明書を発行できること。	
4.5.10.		更正入力のと、賦課決定（通知書発布）がまだされていない場合、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができること。	
4.5.11.		証明書の項目について、発行前にデータベースを更新することなく書き換えて発行することができること。	
4.5.12.		証明書の項目について、発行前に氏名・住所の修正ができること。	
4.5.13.		未申告の場合は発行できない制御ができること。	
4.5.14.		自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている、未申告者に対しても証明書（非課税）を発行できること。	
4.5.15.		氏名については外国人の通称名・氏名・併記名の選択ができること。	
4.6. 発行情報管理			
4.6.1.		発行情報管理	各種通知等の発行情報（発行履歴、発行有無、発行日）を確認できること。
4.6.2.	証明書の発行履歴として、証明書の出力内容を管理できること。		
4.6.3.	証明書発行においても発行履歴（発行者・発行時刻含む）などの発行情報管理ができること。 （当該年月日に当該証明書の発行の有無を確認する場合に必要。発行する証明書自体にも発行管理番号の出力が必要。）		
4.6.4.	発行	各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や以下の条件により一括発行対象から除外できること。 <一括発行の除外条件> [共通] ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票 [特別徴収通知] ・税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 [普通徴収通知] ・税額等の変更がない更正処理による納税通知書は一括発行の対象外とできること。 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。	

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
5. 返戻・公示		
5.1. 返戻・公示処理		
5.1.1.	返戻者情報管理	通知書等の返戻者情報（通知書発送日、返戻日、調査状況・結果、決裁日）の管理（登録、修正、削除）ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。
5.1.2.		返戻者情報は、収納システムに連携できること。
5.1.3.	公示送達対象者抽出	公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。
5.1.4.	公示送達処理	調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。
5.1.5.		公示送達処理をした納税義務者を容易に特定できること。 ※対象者が来朝した際に、容易に確認できる機能を想定している。 <想定する機能の例> -納税義務者の検索結果（一覧画面等）に公示対象であることが表示される -対象者の基本情報を参照した際に、公示対象であることが表示される
5.1.6.		公示処理の結果、公示送達書（「教示文+〇〇他△名」を印字した頭紙及び対象者の一覧）を出力できること。
6. 照会		
6.1. 他自治体等への照会		
6.1.1.	扶養情報照会	扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（管外の被扶養者、寡婦、ひとり親、 <i>扶養情報照会要否</i> 、 <i>扶養情報照会実績</i> ）を指定し、抽出できること。
6.1.2.		<i>扶養情報照会の要否（照会対象者の抽出時に利用する情報）を設定できること。</i>
6.1.3.		<i>扶養情報照会実績（未実施、実施済み）を管理できること。</i>
6.1.4.	所得情報照会	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者等）により抽出し、 <i>他自治体等への照会通知等</i> が作成できること。
6.1.5.	照会対象者抽出	<i>前年課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件（前年度課税実績がある者で、当年度未申告者等）により抽出できること。</i>
6.1.6.		各種賦課資料に記載された被扶養者が不明の対象者を抽出できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称	仕様書たたき台
6.1.7.	各種賦課資料に記載された控除対象配偶者が不明の対象者を抽出できること。
6.1.8.	各種賦課資料に記載された被扶養者の所得が不明の対象者を抽出できること。
6.1.9.	各種賦課資料に記載された控除対象配偶者の所得が不明の対象者を抽出できること。
6.1.10.	給与支払報告書に記載された被扶養者が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。
6.1.11.	給与支払報告書に記載された控除対象配偶者が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。
6.1.12.	給与支払報告書に記載された被扶養者の所得が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。
6.1.13.	給与支払報告書に記載された控除対象配偶者の所得が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。
6.1.14.	同一人を扶養親族として申告している複数の納税義務者（被扶養者の重複）を重複照会の対象者として抽出できること。
6.1.15.	同一人を扶養親族として申告している複数の納税義務者（被扶養者の重複）が給与特別徴収義務者の場合は、特別徴収義務者ごとに重複照会の対象者を抽出できること。
6.1.16.	被扶養者が不明の場合の照会文書（納税義務者宛、特別徴収義務者宛）を出力できること。
6.1.17.	被扶養者が重複している場合の照会文書（納税義務者宛）を出力できること。
6.1.18.	被扶養者の所得が不明な場合の照会文書（被扶養者が管内の居住者の場合は本人宛、管外の場合は居住地の団体宛）を出力できること。
6.1.19.	控除対象配偶者が不明の場合の照会文書（納税義務者宛、特別徴収義務者宛）を出力できること。
6.1.20.	控除対象配偶者の所得が不明な場合の照会文書（他団体宛）を出力できること。
6.1.21.	情報提供NWSへの一括照会データを出力できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
6.1.22.	送付先自治体登録	照会に伴う送付先地方団体情報（郵便番号、地方団体所在地、地方団体宛名または市税事務所名等）を地方団体ごとに複数登録できること。照会文書を出力する際は、被扶養者の住所より送付先の地方団体が自動で抽出され、該当する地方団体の送付先から宛名を選択できること。
6.2. 他自治体等からの照会		
6.2.1.	各種照会への回答	他自治体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、必要な情報を出力した回答書等が作成できること。
6.2.2.	税務署への情報提供	国税連携等の所得税額と個人住民税の所得税額が異なる対象等の条件を指定し、税務署への情報提供が必要な対象者を抽出できること。
6.2.3.		国税連携システムで送付する扶養是正情報等データを作成できること。
6.2.4.		国税連携システムで送付する扶養是正情報等データの作成に必要な情報を管理（登録、参照、修正、削除）できること。 また、登録されている情報を基に、扶養是正情報等データを一括で作成できること。
6.2.5.		相続税法第58条に準じて、税務署への通知が必要な死亡者の課税情報をデータで出力できること。
7. 調定・統計		
7.1. 調定処理		
7.1.1.	調定処理	当初賦課処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行うことができること。
7.1.2.		税額計算後の課税データ（申告支援システムデータ）を取り込み、取り込んだ情報を基に調定処理ができること。
7.1.3.	調定表作成	徴収区分ごと及び全徴収区分の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。
7.1.4.		行政区別の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。 ※政令指定都市の場合に必須
7.1.5.		例月処理分については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること
7.1.6.	調定額報告書	都道府県が指定する様式で調定額報告書、調定額変更報告書等の作成に必要な情報を一括で出力できること。
7.2. 各種統計資料作成		
7.2.1.	各種統計資料作成	各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別税額控除集計表、住宅借入金等特別税額控除異動者一覧（特別徴収・普通徴収）、徴収取扱費交付金算定資料）の作成（データ、紙）ができること。
7.2.2.		次年度予算編成用の資料の作成に必要な情報として、翌年度の調定シミュレーション結果を出力できること。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
7.2.3.	EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。
8. 賦課情報等受渡		
8.1. 賦課情報等受渡		
8.1.1.	賦課（調定）情報受渡	収滞納業務と連携し、賦課（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報には年金特別徴収の翌年度仮徴収額、配当割・株式譲渡所得割の還付額並びに配当割・株式譲渡所得割の控除額、控除不足額及び充当額も含むこと。

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台
9. 検索		
9.1. 検索		
9.1.1.	検索対象	個人住民税に係る諸情報（個人、世帯、事業所、特別徴収義務者の基本情報、宛名情報、口座情報、課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。
9.1.2.	検索条件	<p>下記の検索項目での検索ができること。</p> <p><検索項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名） ・旧姓（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名） ・事業所名（カナ・漢字・アルファベット） ・課税対象となる年度 ・生年月日 ・性別 ・住所（現住所、賦課期日住所） ・旧住所 ・事業所番号 ・住民番号 ・通知書番号 ・個人番号 ・法人番号 ・事業所の指定番号 ・特徴の税額決定通知書で使用している宛名番号 ・eLTAXの納税者ID ・賦課資料番号 ・口座番号 ・口座名義人名（カナ）
9.1.3.		検索画面では氏名・フリガナのあいまい検索、前方・後方一致検索、複合検索ができること。
9.1.4.		検索条件の履歴を保持し、検索時に任意の履歴を選択して、条件に設定できること。
10. 他システム連携		
10.1. 他システム連携		
10.1.1.	外部機関システム連携（入出力）	<p>国税連携による294-3通知・ワンストップ特例・扶養是正連絡・他団体回送のデータ一括送受信にも対応できること。</p> <p>※以下の受信データを取り込めること 294-3通知、ワンストップ特例、他団体回送</p> <p>※以下の送信データを作成できること 294-3通知、扶養是正連絡、他団体回送</p>
11. その他		
11.1. その他		
11.1.1.	異動履歴管理	各種基本情報、課税情報等の異動履歴（オンライン画面での入力、データ取込による一括更新を含む）情報を管理（データ更新時自動登録、システム画面上での参照）ができること。また、決裁（発付、収納反映）前など、一定の条件下において、誤操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること。
11.1.2.	同一人物の関連付け	同一人物が複数登録されている場合（住民登録外課税の対象者が転入し、住民登録された場合等）に、関連付けて同一人物の情報として管理できること。